

# IFRS の下での監査の課題 —原則主義の下での監査上の対応—

町田 祥弘  
青山学院大学大学院

## 要 旨

IFRS の適用を考える際の最も大きな課題の一つに原則主義の問題がある。原則主義は、規則主義の問題点を克服するために提示される考え方であるが、単に詳細な規則がないというだけでは、企業実務において経営者の恣意的な会計処理・開示を認めてしまうおそれがある。さらには、不正な財務報告に対するエンフォースメントの問題との関連で、原則主義の判断の適否の境界線が問題となるであろう。そうした原則主義の判断は、監査においても重要な課題である。

本研究では、原則主義の下で監査領域に生じうる課題について整理を行った上で、規則主義による実務経験を有する日本の監査人と、原則主義による経験を有する英国の監査人に対して、仮設の事例をもとにした実験研究を実施し、両者の対応にいかなる差異があるかを検討した。結果として、英国の監査人の方が、保証（確信）の程度が低いと考えられる状況下においても、財務諸表の修正要求をすする傾向にあることが明らかとなった。実験上の制約はあるものの、本研究の結果からは、原則主義の適用に備えて、教育・研修等を通じて監査人の原則主義に関する経験値を高める必要がある、との示唆が得られるであろう。

# I. 問題提起

## 1. IFRS における原則主義

### (1) IFRS 導入の最大の課題としての原則主義

現在、日本においては、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) の導入の可否、適用対象となる企業及び財務諸表の範囲、並びに適用の時期及び方法等について、さまざまな立場から、多様な議論が行われている。それらの議論の中には、主として財務諸表作成者の立場から、IFRS と日本の現行の会計基準との相違による影響をもって反対する意見が数多く見受けられる<sup>1</sup>。とくに、2009年6月に企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」を公表し、2012年を目途に IFRS の強制適用の問題を判断するとしていたところを、2011年になって同じ企業会計審議会において IFRS への対応を全面的に見直すかのような議論が高まり、2011年6月には、金融担当大臣が IFRS の適用時期の実質延期を発表するに至ったことは、国際的にも大きなインパクトをもって受け止められた。

しかしながら、IFRS の導入は、資本市場

の国際的な一体化を背景として、財務諸表利用者を保護する観点から、世界各国において進捗の差や適用範囲の問題こそあれ不可逆的に進められてきている。投資家の立場からすれば、財務諸表が IFRS の規定する一定の原則に基づいて作成されることは大きな利点となるであろうし、企業にとっても国際的な資金流通の発展や資本市場の統合等を通じて、資金調達を容易にすることに繋がるものと解される。少なくとも、日本において、上場企業における IFRS の任意適用が認められ、いくつかの企業においてすでに適用が開始されていることは、適用時期及び適用のプロセスの問題こそあれ、近い将来における IFRS の導入が、実質的に不可避の問題であることを意味しているといえよう。

IFRS が導入されるとした場合に、現時点で最も注目を集めているのは、日本の現行基準との相違であろう。収益の認識、減価償却、包括利益、リース、公正価値等々の基準については、日本に限らず、アメリカと国際財務報告基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) とのコンバージェンス計画においても、未だに議論又は交渉が続いている。ただし、これらの問題は、IFRS の導入にかかる議論というよりも、国際的な会計基準のコンバージェンスの議論として捉

---

<sup>1</sup> IFRS の反対論には、以下のような背景があると考えられる。

- ・リーマンショック後の日本の景気後退と国際競争の激化
- ・作成者の視点の重視
- ・導入コストの負担
- ・アメリカの動向を踏まえて対応を図るべきとの慎重論
- ・製造業等において基準適用の親和性が低いとする反対論

他方、IFRS 導入の推進論の背景は、以下の点が挙げられよう。

- ・資本市場及び投資のグローバル化
- ・投資家の視点の重視
- ・財務情報の比較可能性の向上
- ・積極的な IFRS の議論への参加
- ・国際的に活動する企業やサービス業等による支持

えることができる課題である。国際的に大きな差異のある会計処理について、それらの差異を縮小し、会計基準の実質的な同質性を確保することは、世界的に一体化しつつある資本市場を背景にすれば、取り組まざるを得ない問題であるからである。

これに対して、最終的に IFRS が導入され適用される段階において、最も大きな問題となるのは、IFRS が採用している原則主義アプローチの影響であろう。

IFRS における原則主義とは、一般に以下のようなことを意味しているものと解される。

- ・基準として公表されるのは最低限のミニマム・スタンダードである。
- ・IFRS に対する例外を認めない。
- ・原則的に数値基準を示さない。
- ・IFRS 解釈指針委員会が示す限られた解釈を除いては、各国において解釈指針等を追加・公表することが認められない。
- ・何らかの解釈が必要となった際には、概念フレームワークに戻って判断することが要請される。

こうした原則主義を IFRS がとることの目的は、形式よりも実質優先の考え方をとっていること、連結外し等で見受けられる基準逃れを排除すること、会計基準過多の問題を避けること等にあるとされている。

他方で、原則主義をとることの影響としては、企業側では、IFRS の下、原則主義に基づいて自社の実態に即した会計処理・開示を自主的に判断する必要があること、その判断の過程を説明するべく、財務諸表においては非常に多くの注記が付されること、及び監査事務所の判断に大きく依存する可能性があること等が指摘されている。

## (2) 原則主義についての考え方

このように、原則主義は IFRS における重要な概念であり、その影響も大きいものと考えられるが、必ずしも明確な定義があるわけではない。

IASB 前議長のトゥイーディー氏は、原則主義に基づく会計基準とは、以下の「原則主義のテスト」に適うものでなければならないとしている (Tweedie, 2007)。

- ・会計基準は、平易な英語で記述されているか。
- ・会計基準は、単純に短く説明されているか、もしそうでない場合には、なぜか。
- ・会計基準は、直感的に意味をなすのか。
- ・経営者は、会計基準が経済活動を理解して説明するのに役立つと考えられるか。

さらに、同氏によれば、原則主義に基づく会計基準は、「概念フレームワークによって示される『コアとなる原則』と、そこから副次的に導き出される『副次的な原則』とからなる」ものであり、「原則主義の下では、会計処理の選択が行われ、その理由の開示が重要となる」とされている。

一方、原則主義の議論は、必ずしも IFRS に特有の議論でもなければ、近年になって生じたものでもない。たとえば、アメリカにおいては、1960 年代からの歴史的経緯がある。

当時アメリカでは、会計プロフェッション (アメリカ公認会計士協会内の会計原則審議会) によって実務からの帰納的な会計基準設定が行われていたが、会計士による基準設定に対する批判等から、演繹的／原則主義に基づく基準設定が志向され、AAA (1978) や財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) の下で概念フレームワークプロジェクトが実施されるようになったのである。

その後、企業実態を反映した会計処理及び

開示を達成する必要から、演繹的／原則主義的な基準設定に代わって、いわゆるピースミール・アプローチによる基準設定が展開され、詳細な適用指針や運用細則等の公表によって基準が膨大になっていったのである。

ところが、2001年に発覚したエンロン事件において、細則主義を悪用した連結はずし等の不正が行われたことにより、細則主義に対する批判が起きると、サーベインズ=オックスリー法 (*Sarbanes-Oxley Act of 2002*) においては、証券取引所委員会 (*Securities and Exchange Commission: SEC*) に対して原則主義に基づく会計基準設定の検討が求められたのである。SECでは、従来の規則主義の会計基準設定に原則主義の考え方をもとり入れた「目的志向型会計基準」という考え方を提示するとともに、以後のFASBによる会計基準書にそうした考え方が導入されるようになった。こうした動きが背景となって、IASBとFASBとのコンバージェンス・プロジェクトにも繋がっていったと解されるのである。

このように、原則主義と規則主義は、時代によってどちらに重きを置くのかが、大きく変化してきたのである。

SEC (2003)によれば、原則主義による会計基準とは、「明文化された会計原則の簡潔な記述によって、取引および事象の特徴を示すことができる指針を提供し、かつ、財務報告の一貫性ある概念フレームワークから導出され、それに準拠するものでなければなら

ない」と規定されている<sup>2</sup>。

制度上、原則主義についての明確な概念定義は行われていないのが現状ではあるが、以下では、更なる詳細な議論に踏み込むことはせず、上記のSECの規定やトゥイーディー氏の示す原則主義のテストを一先ずの前提として、議論を先に進めることとしたい。

## 2. 原則主義の下での課題

原則主義に基づいて判断するという場合には、次のような問題がある。

まず作成者側においては、経営者は、自らの判断の適切性を示すために、会計処理・開示に至るまでの判断を記録・文書等によって跡付けることとともに、当該判断を適切に説明することが求められる。

一方監査人は、従来の細則主義的な会計基準への準拠性の検証を超えて、原則主義に基づく会計判断にまで監査対象領域が広がるとともに、経営者による記述的な説明の適否を判断することが求められることとなる。

ここで問題となるのは、では原則に基づいていけば、いかなる会計処理・開示も認められるのかという点である。IFRSが単にミニマム・スタンダードに基づく会計処理・開示の基準であり、数値基準や個々の産業別・商品別の規則が示されないのであれば、従来の基準に比べて、経営者の恣意性を認めてしまうとの懸念もある<sup>3</sup>。

では、仮に、そうした会計処理・開示の適否は、財務諸表監査の監査人が判断するとい

<sup>2</sup> SECにおける原則主義の考え方等については、杉本 (2003)、杉本 (2008)、向 (2009) 等を参照されたい。

<sup>3</sup> 東京財団 (p. 15) では、以下のように述べられている。

「プリンシプル・ベースの会計基準においても、会社が『これはプリンシプルの範囲内だ』と強弁することで会計基準の趣旨に反するような会計処理が行われる可能性も十分にある。ルール・ベースであれば、違反すれすれの部分を突いた恣意的な会計処理ができるが、プリンシプル・ベースではむしろ堂々と恣意的な会計処理ができることになるだけで大きな変わりはない。」

うのであれば、監査人の判断への過度の依存をもたらすこととなり、原則主義の名の下で、会計規範が、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準から監査人又は会計プロフェッションのマニュアルに移行したに過ぎないであろう。

さらには、不正な財務報告が問題となり、経営者及びそれを監査した監査人の責任を追究する際には、何に基づいて処分を下したり、損害賠償を求めたりするのであろうか。IFRS に基づく会計処理・開示の判断は原則主義に基づいて企業側で自主的に行っていく問題であるとしても、行政処分や法律上の責任に関しては、いわゆる罪刑法定主義との関連性もあって、いかなる論理で責任が追及されることとなるかが問題である。言い換えれば、どこまでが適正な財務報告であり、何が不正な財務報告なのかの線引き、すなわち、IFRS のエンフォースメントの問題が提起されることとなるのである。

以上のような原則主義の下で惹起される課題については、これまでのところ必ずしも十分に議論されてこなかったように思われる。とくに、財務諸表の適正性を保証する監査人の役割と責任に関しては、大きな変化がもたらされるとの共通認識はあるにしても、IFRS の導入の議論に紛れて、若干、看過されてしまっているようにさえ思われるのである。

監査人の立場からは、経営者に対してIFRS の下での基準適用の理由の説明を求め、その適否を判断することとなる。こうした監査人の判断は、監査人が会計プロフェッションである以上は、本来求められる役割であるとはいえ、従来の証憑との突合等に見られるような数値の検証からすれば、大きな役割及び責任の変化であり拡大であるといえるであろう。

従来の監査の議論においては、数値の検証と定性的な情報の検証は、それぞれ異なる保証業務の課題として議論されてきたが、IFRS の下では、原則主義への対応の観点から、財務諸表監査の手続において、定性的な情報の検証が大きな比重を占めざるを得ない。実際に、現在、国際監査基準の基準設定の場においては、IFRS の下で増大した注記の開示に対して、いかなる監査手続を適用すべきかという議論が開始されているのである。

こうした問題意識に基づいて、本稿では、以下、IFRS による原則主義の下での監査上の対応について検討することとしたい。

## Ⅱ．原則主義の適用にかかる監査上の課題

### 1. 諸外国での原則主義の適用

すでにIFRS を適用している諸外国では、原則主義の適用はどのように行われていったのであろうか。ICAEW (2007) によると、EU では2005年のIFRSの適用時に、監査事務所どうしの協議と連携によって実質的な適用上の判断が決定されていったことが明らかにされている。また、原則主義の適用に当たっては、「会計処理が妥当であることを説明するための資料作成」や「社内のガイドラインの作成」が過重な作業となったといわれている。

また、IFRS をすでに適用に移しているオーストラリアに対してわが国の経済団体連合会他が行った訪問調査の結果（経団連ほか、2009）によれば、以下のような回答が得られたとされている。

- ・IFRS は原則主義と言われているが、実際はIAS39のように詳細な規則が定められている場合がある。（オーストラリア財務

報告審議会)

- ・豪州勅許会計士協会は基準の解釈を出さない。単に会員に参照すべき箇所を示し、混乱を避けるよう誘導するのみである。(豪州勅許会計士協会)
- ・豪州独自のガイドラインはないため、各企業は Accounting Policy Manual を作成している。その際、会計士のサポートが必要であり、会計士の能力が重要な要素になった。原則主義の運用にあたっては、監査事務所内で、豪州ローカル事務所がグローバル本部に問い合わせることがあり、企業への質問の回答に時間がかかることが多かった。(財務報告審議会)
- ・ビッグ4それぞれがロンドンにシンクタンクを持っており、ビッグ4の間では主要な問題点については見解が統一されている。(財務報告審議会、豪州証券投資委員会等)

以上の実態調査結果からわかることは、すでにIFRSを適用してきている国々にあつては、EUでは監査事務所間の協議によって、EUでの適用の後に適用することとなったオーストラリアでは、IASBのあるロンドンのグローバル本部に各監査事務所が問い合わせるという形で、実務上、何が「原則」に従った適用なのかを把握してきているということであろう。

実際、日本においても、国際的なネットワークファームに属する監査法人では、IFRSの適用のために、ロンドンとの間で緊密なコミュニケーションをとる体制を構築してきている。

このことは、国際的なネットワークファームの連携の中で、ある程度統一的な判断が行われているという肯定的な側面と、一方では、そもそも原則に従って、あるいは、判断に迷った場合には概念フレームワークに戻って、会

計処理・開示の本来あるべき姿を追求するという原則主義の目的が、監査事務所によって統一的に原則の適用方法が決定されるという状況に変質してしまっているのではないかという否定的な側面を指摘することができるであろう。

では、具体的には、監査の実務において、IFRSの適用はいかなる変化をもたらすことになるのであろうか。

## 2. 原則主義の適用にかかる監査上の課題

### (1) 注記に対する監査手続

IFRSの下では、注記の量が増大し、監査が従来の検証機能を発揮できないのではないかとの懸念がある。従来の監査であれば、過去情報である財務情報を、過去の証憑に基づいて検証し、それをもって監査人の確信(保証)を得て、財務諸表に対してその保証を付与してきた。しかしながら、IFRSの下での公正価値等を重視するより将来志向の強い会計情報にあつては、開示情報に至るまでのさまざまな会計判断の経緯が注記として示され、注記の量及び重要性が高まることとなる。そうした状況下で、監査人は、いかなる監査手続を実施して、それらの適否を判断していくこととなるのであろうか。

実際に、IFRSの概念フレームワークにおいては、財務諸表の属性として「信頼性」にかえて「忠実な表現」がとられ、「検証可能性」は補完概念とされている。こうした財務諸表の質的な変化を前提とすると、監査においては、監査可能性と検証可能性の概念を区別して用いる必要があるのかもしれない。

すなわち、検証可能性というのは、会計情報が現在または過去の事実によって裏付けられる蓋然性のことであり、IFRSの下では、

こうした監査証拠の問題は、相対的に役割が低下してきていると解される。監査人は、たとえば公正価値について、必ずしも事実によって裏付けをとることができるほどの証拠を入手することはできない。当然に、従来の過去情報に比べて監査人自身の確信度（保証の程度）は低下していると考えられる。しかしながら、IFRS の下では、検証可能性又は信頼性の低下を甘受しても実現したい目的があったと解されるのである。それは、現時点において知りうる範囲での企業実態の開示であり、その一つの典型が公正価値会計であるといえよう。

一方監査可能性は、検証可能性と全く別の概念ではないものの、次元の異なる問題である。すなわち、監査可能性は、検証可能性という概念を要素として含むものの、IFRS で処理・開示された会計情報に対して、監査人が対応できるかという側面に重きを置くものだからである。監査人は、事実による裏付け以外の方法によって情報に保証を付与しても良いかどうかを判断する場合もあれば、監査人の経験や懐疑心の発揮によって、監査人の責任の下、当該情報に保証を付与することを可と判断する場合もあるかもしれない。いわば、監査可能性とは、監査人が当該情報に保証を付すという責任を引き受けられるかどうか、と言い換えることもできるように思われるのである。

したがって、IFRS 及びその原則主義の下で、検証可能性や信頼性の概念の位置づけが低下するとしても、一定の範囲で、監査可能性の問題は変わらず維持されなければならないと考えられる。

そうした前提に立ってみると、現在、国際監査基準の設定の場面において、IFRS の下、会計判断の経緯を含む注記の増大に対して、

いかなる監査手法をとるべきなのかという議論が行われていることは興味深い。すなわち、個別の注記の項目ごとに、具体的な監査手続を検討し、監査人が対応できているのかどうかを検討されているのであり、言い換えれば、監査可能性の問題を検討しているとも解されるからである。

国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Board: IAASB) では、『財務報告の変質：開示と監査への影響』(IAASB, 2010) を公表し、以下のような問題意識を表明している。

- ・財務諸表本体に比べ、注記に対して監査上十分な注意が払われていないのではないのか。
- ・注記が増大かつ複雑化するとともに、財務情報と非財務情報の境界線が曖昧になってきている中で、監査範囲はどのように設定すべきなのか。
- ・いかなる監査証拠を入手すれば、十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断できるのか。
- ・注記の種類による監査手続の相違はあるのか。
- ・注記における重要性をどのように考えるのか。
- ・注記に重要な虚偽記載があった場合に、限定意見をつけることは実務上、可能か。

これらの点を検討するに当たって、IAASB では、個別の注記について、主題の適切性、要件の適合性、主題情報の性質等について、数値情報と同様に証拠を収集・評価するという「ボトムアップ・アプローチ」と、監査の目的が財務諸表全体への意見表明であることを踏まえて、財務諸表全体の適正性の観点から、注記の重要性を判断するという「トップダウン・アプローチ」を検討している。

従来の監査手法が前者であることはいま

でもない。現時点では、前者の考え方を維持する方向で議論が進められているものの、後者の考え方が提示されているということ自体が、IFRSへの監査対応が、個別の証拠の積み重ねの議論ではなく、全体としてIFRSの下での財務諸表に対していかに監査人が対応すべきかという観点に立とうとする問題意識の顕れであり、IFRSの下で監査手続が変化する可能性、あるいは、限界を含意しているとも解されるのである。

ボトムアップ・アプローチに立つ場合に、IAASB (2010) では、さらに、注記に関する監査手続を注記の種類ごとに分けて、監査証拠の入手の問題を検討している。たとえば、以下のような論点が提示されているのである。

- ・作成プロセスの検証は可能かもしれないが、数値自体の検証は難しい注記情報に対しては、監査手続の実施又は保証は不可能と考えるのか。
- ・注記に対して、リスク・アプローチの適用は可能か。
- ・会計基準において認められているが求められてはいない注記事項については、いかなる手続を実施するのか。
- ・会計情報と関係のない定量的な注記事項（成長率等）については、いかなる手続を実施するのか。
- ・注記に重要性の相違はあるか。あるとすれば、相対的に重要性の低い注記についての監査手続は。
- ・「企業の財政状態及び経営成績を理解するために必要な情報を開示する」等の目的志向の注記や、内部統制についての定性的な注記については、いかなる監査手続を実施

するのか。

今後、IAASB等の議論の進展によっては、監査手続の側面、すなわち監査可能性の側面からのIFRSの会計処理・開示に対するフィードバックも考えられるであろう。

## (2) 原則主義、監査判断、及びエンフォー スメント

IFRSの適用下での監査において問題になる点としては、監査人の正当な注意義務の問題もある<sup>4</sup>。

仮に不正な財務報告が明らかとなった場合に、裁判上、あるいは行政処分において、監査人が行った判断の妥当性について、職業専門家としての「正当な注意」が払われたか否かをいかなる方法で判断するのか、という問題である。以下、この問題を検討してみよう。

まず、原則主義の下では、原則に従う限りにおいて、会計処理・開示の判断は、経営者に委ねられる。このときに、監査人の立場については、次の2つが考えられる。

A 監査人は、その根拠となる数値等を検証すればよい。

B 監査人は、原則に従っているかどうかを判断しなければならない。

現在の監査論又は制度の立場では、一般に、監査人は財務諸表の適正性を判断する役割を担っているとされていることから、Bの考え方をとるのが一般的であろう。その場合、監査人の判断の適否についても、次の2つの考え方が想定しうる。

X その判断は全面的に監査人に委ねられる。

Y 監査人は、原則に従っているかどうかを判断するものの、その判断の適否は事後的に

<sup>4</sup> IFRSの下での監査判断については、必ずしも多くの研究成果があるわけではない。本稿とは、研究の目的が同一ではないものの、当該問題に関する保証の議論に関しては、たとえば、内藤（2011）等を参照されたい。

行政当局等によって問うことが可能である。

現在の会計基準の下では、当然にYである。監査人が適切な役割を果たしたか否かは、事後的に、金融庁等の検査によって確かめられ、また、不十分な場合には、行政処分等が課されることとなる。

しかしながら、その場合には、金融庁等は、いかなる判断に基づいて処分を決定するのかという点が問題となる。細則主義でない以上、この場合、会計判断の適否は、金融庁等の判断に全面的に依存することになってしまうからである。

上記の検討内容は、すなわち、会計判断の裁量権限が、①経営者、②監査人、③金融庁等の行政機関のいずれの段階に委ねられるか、という議論である。

現在 EU では、また国際的に実施されている会計実務では、会計判断は、第一義的には経営者にあるものの、実質的には、その適否は、監査人が判断し、監査人の判断の適否については、監査人が適切な手続を踏んだかどうかによってのみ問われている。

しかしながら、日本でとられている罪刑法定主義の考え方に厳格に従うのであれば、明文化されていなければ、監査人は経営者がいかなる会計処理を行ったとしてもそれを不適切であるとして修正を求めることができない、さらには、後日、行政当局による処分等も行えない、とする議論も考えられる。原則主義であっても、エンフォースメント又は監査人が経営者に会計処理・開示を要求するには、細則ないし適用指針が必要だとする議論である。

これに対しては、例えば、善管注意義務の議論と同様に、一定の判例の積み重ねによって、あるいは、権威ある機関等の適用事例の積み重ねによって、適否の枠組み、あるいは

エンフォースメントの境界線が構築されていくのだという考え方もある。その一つの証左として、アメリカにおいては、現在 SEC によって、エンフォースメントの議論とともに、セーフハーバー規定の検討や事例研究が行われている。その意味では、日本においても、IFRS の適用時期にかかわらず、エンフォースメントを視野に入れた事例研究を精力的に進めていく必要があると思われるのである。

さらに、日本では、そうしたエンフォースメントの議論とともに、以下の点への対応も重要であろう。

- ・そうした監査判断を行使できるだけの監査人が養成されているかどうか。
- ・諸外国に比べて少ないといわれている監査時間の中で、監査人が、適切な監査手続を実施したといえるだけの監査手続を実施しているかどうか。
- ・経営者と監査人との関係において、監査人が自らの判断を適切に主張しうる監査環境にあるかどうか。
- ・ひいては、社会全体として、監査人の判断を「プロの判断」として認めるだけの土壌があるかどうか。

本稿では、次節において、日本の監査人と英国の監査人を対象とした調査を実施し、規則主義の下での監査を行っている監査人と IFRS に精通又は豊富な経験を有している監査人との間で、いかなる監査判断の相違が見出されるのかについて、考察を行うこととする。

### Ⅲ．研究

#### 1. 先行研究

原則主義の下での判断が、規則主義の下での判断とどのように異なるかという問題は、

比較的新しい研究課題である。EUにおけるIFRSの適用が実施され、アメリカにおいても、前述のとおり、SOX法の下での規則主義の問題点が指摘されるようになった中で、実証的な研究が行われはじめたものと解される。

また、とくにアメリカ等でIFRSが適用されていないことから、研究上の成果の多くが、実験研究によっていることも特徴的である。

たとえば、経営者を対象として実施された実験研究の典型としては、Nelson et. al. (2002)が挙げられる。そこでは、直観的な予想の通り、原則主義は、不明確な規則の中で、自己の判断を正当化し、利益操作の機会を提供するとの結果を報告している。

一方、Psaros and Trotman (2004)による異なる研究結果もある。彼らは、財務諸表を作成する会社内における判断の偏向を扱っており、細則主義の方が、原則主義に比べて利益操作の機会をもたらすという結果を報告している。

他方、監査人を対象とした研究としては、Cuccia (1995)や古賀ほか (2010)が挙げられる。

前者は、原則主義と細則主義のいずれにおいても、監査人は自らの判断を正当化するのに都合のいい解釈をとる傾向にあること、とくに、被監査会社の選好に従った判断を下しやすいことを明らかにしている。

また後者は、前述のPsaros and Trotman (2004)の研究を参照しつつ、監査人を対象として原則主義と細則主義にかかる実験研究を行っている。同研究では、Psaros and Trotman (2004)と同様に、細則主義の方が、具体的な事実の解釈を歪めるなどして会計不正につながりやすいとの結論を得ているのである。

以上の先行研究について留意すべきは、これらの実験研究で得られたのは、あくまで細則主義の下での実務に慣れた監査人による研究結果ではないか、という点である。すなわち、原則主義の下で実務を行った監査人と、そうした経験のない監査人とでは状況は異なるのではないかと考えられるのである。

先に述べたように、今後、IFRSの適用又はそれに先立つエンフォースメントの問題の検討に当たって、日本の監査環境で経験を積んできた監査人が適切に判断を行使できるか、さらには、彼ら／彼女たちに対して、いかなる研修・教育が必要となるかを検討することは重要な問題であろう。

そこで本研究では、日本の監査環境にあって規則主義の適用に慣れていると解される日本の監査人と、すでにIFRSを適用していることで原則主義の適用に経験のある英国の監査人を被験者として、どこに判断の相違がみられるのかについての調査を行うこととした。

## 2. 実験調査

### (1) 調査方法

調査は、実験調査によるものであり、以下のような方法で実施した。

まず、日本及び英国の監査人（経験年数5年以上）各30名を被験者として、3種類の事例に関して、原則主義（IFRS）に基づく会計上の判断を求めた。

実験は、異なる数値及び状況設定による課題を用いて2回ずつの実験調査を行っている。なお、調査に利用したケースは、英国の会計事務所と提携関係にあるWarwick Universityの協力を得て、英国の会計士事務所の研修に利用しているケースを用いている（当該会計事務所の会計士は実験には参加していない）。

実験調査の期間は、2011年1月20日から5月10日であり、日本の監査人についてはすべて筆者のもとでの対面調査によるが、英国の監査人については、一部、Warwick Universityのスタッフに代行してもらっている。

調査項目は、以下のとおりである。

### ① 収益の認識

- ・収益の認識の5つの要件のそれぞれについて、曖昧な状況を設定し、監査人として経営者に対して修正を求めるかどうか。
- ・それぞれにおける判断の保証（確信）の程度を5点スケールで示す。

### ② 連結範囲の適用

- ・赤字又は黒字の関係会社を連結範囲に含めるかどうかについて、曖昧な状況を設定し、経営者に対して修正を求めるかどうか。
- ・それぞれにおける判断の保証の程度を5点スケールで示す。

### ③ 資産除去債務にかかる負債の引当に関する注記

- ・当該注記において、1) 基準上要求されていない記述、2) 将来に対する経営者の単

なる予想、3) 誤解を招くような記述を設定し、経営者に対して修正を求めるかどうか。

- ・それぞれにおける判断の保証の程度を5点スケールで示す。

このうち、②については、先の古賀ほか(2010)において取り上げられていたテーマを参照したものであり、日英の監査人を被験者とした一種の追試と位置づけられる。

なお、いずれの場合にも、経営者の側が、一旦、修正を拒否した場合の対応も調査している。

### (2) 調査結果

調査結果は、図表1、2及び3のとおりである。

総じて、経営者に対する修正要求を行う程度は、英国の監査人の方が高いといえよう。

しかしながら、その場合であっても、その保証（確信）の程度は、必ずしも日英の監査人において大きな相違はない。

これらの結果に対する一つの解釈としては、日本の監査人は、修正要求を行う場合ほど、

図表1 収益の認識

	日本(n=60)	英国(n=60)	t 値
重要なリスクと経済的便益の移転	修正：42.5% 保証：2.35	修正：63.5% 保証：2.88	6.257 *** 1.225 *
販売した物品に対する継続的な関与と支配がない	修正：67.6% 保証：3.55	修正：78.2% 保証：3.69	2.368 ** 0.195
収益額の信頼性ある測定が可能	修正：74.5% 保証：3.85	修正：75.0% 保証：3.77	0.024 -0.004
経済的便益が企業に流入する可能性が高い	修正：51.8% 保証：3.22	修正：61.5% 保証：3.90	1.426 ** 1.907 **
発生原価の信頼性ある測定が可能	修正：70.2% 保証：3.60	修正：74.2% 保証：4.09	0.449 0.688 *

注1 「修正」は、修正を求めるとした監査人の割合であり、「保証」は、かかる判断についての監査人の確信（保証）の程度の5点スケールによる平均値である。（以下、同様）

注2 \*: p<.10, \*\*: p<.05, \*\*\*: p<.01, n.s.: 有意差なし（以下、同様）

図表 2 連結範囲

	日本(n=60)	英国(n=60)	t 値
赤字の関係会社	修正：90.5% 保証：4.05	修正：88.0% 保証：4.26	-0.017 0.110
黒字の関係会社	修正：82.1% 保証：3.55	修正：87.2% 保証：3.88	1.002* 0.002

図表 3 注記

	日本(n=60)	英国(n=60)	t 値
1) 基準上要求されていない記述	修正：11.0% 保証：1.05	修正：28.0% 保証：2.20	4.222*** 3.014***
2) 将来に対する経営者の単なる予想	修正：35.1% 保証：2.05	修正：40.9% 保証：2.10	1.104* 0.005
3) 誤解を招くような記述	修正：72.8% 保証：3.55	修正：77.4% 保証：3.12	1.566* -0.942*

保証の程度が高いのに対して、英国の監査人は、保証の程度にかかわらず、修正要求を行っているとも考えられよう。

また、他の設問に比べて、注記に関する対応は、総じて保証の程度が低いことがわかる。ただし、連結範囲のケースについてみると、先行研究に比べても保証の程度が高いことから、ケースの特性による影響が生じている可能性もあるかもしれない。

以上のことから、少なくとも、日英の監査人には対応に差異があること、また、英国の監査人を原則主義に慣れた監査人とするならば、上記の結果に対する一つの解釈として、監査人は、原則主義の適用に慣れる過程で経験を積み、保証の程度が高くなるとも修正要求を行うようになる、と解されるように思われるのである。

#### IV. 要約と今後の課題

本研究では、IFRS の下での最も大きな課題の一つとして原則主義の問題を取り上げ、

原則主義の下での監査が有する課題について整理を行った上で、規則主義による実務経験を有する日本の監査人と、原則主義による経験を有する英国の監査人に対して、実験研究を実施した。結果として、英国の監査人の方が保証の程度が低いと考えられる場面においても、修正要求をする傾向にあることが明らかとなった。

もちろん、本研究については、英国と日本の監査人の国籍、民族、又は監査環境等によって培われた差異であると捉えることもできるであろう。その点の制約は認めるものの、被験者を監査人とした場合には、そうした個々の背景の差を回避することはできないものであり、実験を重ねることで、あるいは、同様の研究を他の監査環境下にある監査人に対して実施することで、実験結果の頑健性を確かめていくことができると考えている。この点については、今後の課題としたい。

EU やオーストラリア等における実際のIFRS の適用は、監査人、とくに国際的なネットワーク・ファームにおける判断が支配的な

立場を占めているが、規則主義の適用の歴史を有し、訴訟社会でもあるアメリカの動向によっては、今後、エンフォースメントに関して多様な展開が予想される。

原則主義の下での会計判断は、経営者、監査人、行政当局等のそれぞれにおいて課題を有しているが、いずれにしても、原則主義の下での会計判断は、経験値を蓄えていくことでしか対応できないものである。

日本では、IFRS の導入の是非が大きな議論の的となっているが、それとは別に、できるだけ早期に、企業実務や監査事務所、さらには行政機関等において、具体的なケースの検討を進める必要がある。とくに、日本の事業慣行に関連する課題については、会計及び監査上の判断の局面で大きな問題を生じることとなる可能性があるであろう。

また、会計プロフェッション教育の場において、より実践とリンクした会計及び監査判断の教育カリキュラムを用意する必要があるのではないかとも思われるのである。

さらに、原則主義の下での監査人は、数値の検証や規則への準拠を確かめるのではなく、会計判断の妥当性についての判断が求められ、将来的には概念フレームワークに立ち返っての検討が求められるであろう。またそうした監査人の対応を前提として、IFRS の内容は、いかなる属性を備えるべきかも検討されるべきかもしれない。

それらの点についても、稿を改めて検討することとしたい。

## <参考文献>

American Accounting Association [AAA]. 1977. *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*. (染谷恭次郎訳『会計理論及び理論承認』国元書房, 1980年。)  
Cuccia, A. D., K. Hackenbrack and M. W. Nelson.

1995. The Ability of Professional Standards to Mitigate Aggressive Reporting. *The Accounting Review* 70(2).  
Financial Reporting Review Panel [FRRP]. 2006. *Preliminary Report, IFRS Implementation*.  
The Institute of Chartered Accountants of England and Wales [ICAEW]. 2007. *EU Implementation of IFRS and the Fair Value Directive- A Report for the European Commission*. Oct.  
International Auditing and Assurance Standards Board [IAASB]. 2011. *The Evolving Nature of Financial Reporting: Disclosure and Its Audit Implications*. Discussion Paper. Jan.  
Nelson, M. W. 2003. Behavioral Evidence on the Effects of Principles - and Rules - Based Standards. *Accounting Horizons* 17(1).  
Nelson, M. W., J. A. Elliott and R. L. Tarpley. 2002. Evidence from Auditors about Managers' and Auditors' Earnings Management Decisions. *The Accounting Review* 77 (Supplement).  
Psaros, J. and K. T. Trotman. 2004. The Impact of the Type of Accounting Standards on Preparer's Judgments. *ABACUS* 40(1).  
Schipper, K. 2003. Principles-Based Accounting Standards. *Accounting Horizons* 17(1). March.  
Securities and Exchange Commission [SEC]. 2003. *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*. July 25.  
古賀智敏・與三野禎倫・島津邦洋. 2010. 『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成』、『國民経済雑誌』201(4).  
小西範幸. 2010. 「第6章 財務報告における注記の位置づけ」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証—』同文館出版。  
杉本徳栄. 2003. 「原則主義会計基準と概念フレームワーク」『會計』164(6).  
———. 2008. 「国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題」、『国際会計研究学会年報—2007年度—』(国際会計研究学会).  
東京財団. 2010. 「日本のIFRS (国際財務報告基準) 対応に関する提言」. 東京財団政策研究. 12月.  
内藤文雄. 2004. 「投資意思決定有用性と実質的会計・監査判断の客観性」. 『會計』167(2).  
———. 2011. 「監査判断の現代的意義」. 千代田邦夫・鳥羽至英編著『会計監査と企業統治』. 中央経済社.

日本経団連企業会計部会・日本公認会計士協会・財務会計基準機構／企業会計基準委員会. 2009. 「国際会計基準(IFRS)に関する豪州調査報告」. 10月.

橋本尚. 2011. 「IFRS 強制適用へ向けたわが国の会計ビジョンと戦略の設定ーIFRS に対する批判を糾すー」. 『週刊経営財務』3008. 3月21日.

———. 2009. 「IFRS 導入が我が国会計に及ぼす影響」. 『会計プロフェッション』5.

八田進二. 2010. 「IFRS (国際会計基準) 導入前夜の課題と展望ー7つの誤算の検証をもとにー」. 『会計プロフェッション』5.

町田祥弘. 2009. 「ディスクロージャーの拡充と監査人の判断」. 『会計』175(4).

松尾直彦. 2009. 「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」. 『東京大学法科大学院ローレビュー』4.

向伊知郎. 2009. 「原則主義による国際会計基準の設定と課題」. 『経営学研究』19(1).